

「那須塩原市子育て応援券」取扱事業者募集要項

1. 応援券の概要

(1) 交付対象

那須塩原市子育て応援券（以下「応援券」という。）の交付対象は、那須塩原市内に住所を有する年度内に生まれた児童の保護者

(2) 交付額

15,000円（応援券500円×30枚綴り）

(3) 対象サービス

①子どもを預かるサービスの利用

- ・市内の保育園等が実施する一時保育、病児保育及び病後児保育
- ・那須塩原市ファミリーサポートセンターのサポート会員による預かり、送迎等

②保護者を支援するサービスの利用

- ・子育て相談、産後ケア事業、家事代行サービス等

③チャイルドシート、ベビーカーの購入

④読み聞かせ絵本の購入

⑤任意の予防接種の受診

- ・自己負担が発生する任意の予防接種

⑥その他市長が特に必要と認めるサービス等の利用

- ・市内の宿泊施設が提供する「赤ちゃん連れ向け宿泊プラン」

(4) 使用方法

応援券は、市から登録を受けた取扱事業者の店舗（以下「取扱店舗」という。）にて使用が可能です。

交付対象者は、取扱店舗で商品を購入又はサービスを利用する際、応援券を支払に充て、500円未満の差額は現金により支払うこととします。応援券は、お釣りは出ません。

（例） 1,100円（税込）の商品購入時 → 500円券2枚の使用が可能

100円は現金で支払い

取扱事業者は、受け取った応援券を市に請求し換金することとなります。

(5) 有効期限

応援券を交付した年度の翌年度末まで

2. 取扱事業者の資格要件

取扱事業者として登録できる者は次のとおりです。

- (1) 那須塩原市内でサービスを提供する事業者とする。
ただし、市の子育て支援施策上必要と認めたものに限り、大田原市内でサービスを提供する事業者も含む。
- (2) 応援券の提供サービスとするにふさわしく、子育て家庭の不安を解消し、子育ての負担感の軽減を図るものであるとともに、子育て家庭が安心して、ゆとりをもって子育てができるサービスということを理解した事業者であること。
- (3) 代表者が明確であり、業務遂行能力が見込まれること。
- (4) 子どもや母親に直接触れて施術するサービスについては、国家資格（保育士・医師・助産師等）を有していること。
- (5) 政治・宗教活動でないこと。また、公序良俗に反するものでないこと。
- (6) 個人情報の保護について十分配慮していること。
- (7) 地方自治法施行令（一般競争入札の参加者の資格）第167条の4（普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札にかかる契約を締結する能力を有しないもの及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない）の規定に該当しないこと。また、応援券サービス提供事業の登録申請日以後に、那須塩原市建設工事等指名停止基準に基づく指名停止を受けている期間がないこと。

3. 取扱事業者の責務等

次に掲げる事項を遵守してください。

- (1) 応援券の取扱店舗であることが分かるよう、市が送付する店頭掲示物が見えるように掲示してください。
- (2) 使用者が提示した応援券について、受け取る際に問題がないかを確認してください。形や色合いが明らかに違うなど、偽造された応援券と判別できる場合は、受取りを拒否するとともに、その事実を速やかに報告してください。
- (3) 使用者が応援券で商品又はサービスを購入する際は、現金と同様に取り扱ってください。
- (4) 応援券を受け取った際は、再流出を防止するため、応援券の裏面に、店舗での受取年月日と取扱店舗名を記入し、既に記入がある応援券については、受取りを拒否し、回収してください。

4. 登録申請方法

次の各様式に必要な事項を記載し、子育て支援課まで提出してください（郵送可、登録は無料）。各様式は市ホームページにも掲載しております。

- (1) 子育て応援券サービス提供事業者登録申請書
- (2) 債権者登録申請書
- (3) その他（事業者概要のわかる書類、サービス内容のわかる書類等）
- (4) 市にて応募内容を確認の結果、登録が完了した事業者へは、「子育て応援券サービス提供事業者登録承認通知書」、「子育て応援券請求書」の送付に合わせて、「店頭掲示物」等を

送付するほか、対象世帯に応援券を交付する際に同封する「取扱事業者一覧表」に記載のうえ、市ホームページに掲載します。

5. 申請先・問い合わせ先

〒329-2792 那須塩原市あたご町2番3号 那須塩原市役所 西那須野庁舎 子育て支援課
電話：0287-46-5533 E-mail：kosodateshien@city.nasushiobara.tochigi.jp

6. 応援券取扱遵守事項

応援券の取扱いにあたっては、市が別に定める「那須塩原市子育て応援券事業実施要綱」を遵守してください。

7. 換金について

- (1) 換金申請の際は、使用済みの応援券のほか、「子育て応援券請求書」が必要になります。
- (2) 換金申請は、店舗単位で行ってください。ただし、複数店舗を有する事業者で、かつ振込口座を1つに指定する場合は、複数店舗分を一括して換金申請することが可能です。
- (3) 換金請求は、原則として応援券を受理した日の属する月の翌月10日までに市へ提出してください。
- (4) 換金請求後、市にて応援券を確認の結果、偽造・模造・変造等されている事実を発見した場合は、当該応援券は換金することが出来ませんので、店頭にて応援券を受け取りの際には十分ご注意ください。

8. その他

- (1) 広告などを行う場合に、応援券の見本のデザインデータを希望される際は、その旨メールにて御連絡ください。なお、デザインデータのご利用にあたっては、広告の見本を提出していただきますので、予め御承知おきください。
- (2) 取扱事業者として登録した後、応援券の取扱いを中止される場合は、速やかに御連絡願います。
- (3) 市は、必要と認めるときは、取扱事業者に対し、応援券の取扱状況等の調査の協力を依頼することがあります。また、本募集要項に違反する行為が認められた場合、換金の拒否や登録の取消し等を行う場合があります。
- (4) 応援券の保有中の紛失、盗難、破損その他の事故に対して、又偽造、変造、模造に対して市は一切責任を負いません。
- (5) 本募集要項の記載内容に変更等が生じた場合には、関係者あてに速やかに連絡・周知します。